

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

令和3年の固定資産税・都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少している中小企業・小規模事業者の令和3年度の固定資産税・都市計画税が減免されます。

< 軽減対象 >

- 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- 事業用家屋に対する都市計画税

●対象者・軽減税率

中小企業者・小規模事業者

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本又は出資を有しない法人又は個人は、従業員 1000 人以下の場合

ただし、大企業の子会社等は対象外となります。また、性風俗関連特殊営業を行っている事業者も対象外となります。

令和 2 年 2 月～10 月の任意の連続する 3 月の期間の事業収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	1/2

※ 事業収入には給付金や補助金収入、事業外収入は含みません。

●申請方法

- ・軽減措置に該当する事業者は、①中小企業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について、認定経営革新等支援機関において確認を受けた申告書を提出する必要があります。令和 2 年度固定資産税及び償却資産税の課税明細書(今年の 4 月～6 月位に市町村より届いている資産税の通知書)をご用意のうえ、年内(令和 2 年 12 月末日)までに当事務所へご連絡ください。令和 3 年 1 月末が申告期限となっておりますので、お早目の対応をお願いいたします。

該当するか判断ができない方はご相談ください。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。